

呉市業務委託等における最低制限価格の決定等に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市が発注する業務委託及び修繕等（以下「業務委託等」という。）の入札について、最低制限価格の予測困難性を高めること及び極端に低廉な価格による受注を防止し委託業務の品質の確保を図ることを目的として、呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）第17条第2項の規定に基づき定める最低制限価格の決定方法及び事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要領は、原則として、予定価格を事前に公表する入札のうち業務委託等に係る入札（以下「対象入札」という。）に適用する。

(最低制限価格の決定方法及び設定範囲等)

第3条 当該対象入札に適用する最低制限価格（以下「決定最低制限価格」という。）は、次の算式により決定する。

決定最低制限価格＝最低制限基準価格（A）×ランダム係数（B）

2 決定最低制限価格は、対象入札ごとに当該予定価格の100分の75を下らない範囲内で定めるものとする。

(最低制限基準価格（A）の算出方法)

第4条 最低制限基準価格（A）は、税抜予定価格に一定の割合を乗じて算出する。

2 最低制限基準価格（A）は、非公表とする。

(ランダム係数（B）の算出方法)

第5条 ランダム係数（B）は、コンピュータにより、乱数を使用して1.0000から1.0050までの範囲内で算出する。

(予定価格調書への記載)

第6条 予定価格の決定権者は、対象入札ごとに予定価格及び最低制限基準価格（A）を予定価格調書に記載するものとする。

(ランダム係数（B）及び最低制限価格の決定等)

第7条 対象入札の執行に係る職員（以下「入札執行職員」という。）は、入札書を開封する前に、予定価格調書を開封し、当該予定価格調書に記載された最低制限基準価格（A）の額をコンピュータに入力し、当該額にランダム係数（B）を乗じる方法により決定最低制限価格を決定するものとする。

2 入札執行職員は、前項の方法により決定した決定最低制限価格を記した帳票を作成し、決定最低制限価格を読み上げるとともに、契約課以外の職員にその者の所属・氏名を、当該帳票に署名させるものとする。

3 決定最低制限価格を記した帳票は、予定価格調書に同封の上、保存するものとする。
(落札者の決定等)

第8条 入札執行職員は、決定最低制限価格を読み上げた後、入札書を開封する。

2 決定最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、当該失格者以外の入札者のうち最低価格入札者を、当該対象入札の落札者（一般競争入札（事後審査方式）にあつては落札候補者）とする。

3 入札者の全部が決定最低制限価格を下回っていた場合は、入札を中止する。
(決定最低制限価格の公表)

第9条 契約課長は、対象入札について、当該入札結果の公表と併せて当該決定最低制限価格を公表するものとする。

(コンピュータ障害時の対応)

第10条 開札時において、コンピュータの故障等により、ランダム係数（B）等を算出させることが困難となった場合は、予定価格調書に記載してある最低制限基準価格をもって、決定最低制限価格とするものとする。

2 前項に規定する場合における第3条並びに第7条第1項及び第2項の規定の適用については、これら規定中ランダム係数（B）に係る部分を除いて適用するものとする。
(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

2 呉市業務委託及び修繕等低入札価格調査制度事務取扱要領（平成18年2月1日実施）は廃止する。

付 則

この要領は、平成24年1月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。